

豊中市専門委員設置規則

平成 31 年 2 月 25 日
規則第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 174 条の規定に基づき，専門委員を置く。

(名称等)

第 2 条 専門委員（他の規則に定めるものを除く。次条において同じ。）の名称及び調査する事項は，別表のとおりとする。

(施行細目)

第 3 条 この規則に定めるもののほか，専門委員について必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

名称	調査する事項
経営改革専門委員	市政の経営改革に関する事項